

令和2年5月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

## 小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年5月8日(金) 午後1時30分から午後2時14分

2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)

### 3. 出席委員

1番 池田政孝	2番 (欠番)
3番 中村津多子	4番 江里口泰信
5番 大家州斉	6番 山口英彦
7番 中尾隆尚	8番 南里公敏
9番 古賀巧	10番 立石力久
11番 高木一敏	12番 皆良田秀喜
13番 川浪傳一	14番 貝原敏正

### 4. 欠席委員

なし

### 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 農地法第4条による許可申請について

第3号議案 農地法第5条による許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

第5号議案 農用地利用配分計画(案)の承認について

第6号議案 希望農用地売渡等の希望申出について

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岸川 斉 庶務係長 森川 幸代

## 7. 会議の概要

事務局	<p>委員の皆様お疲れさまです。それでは、ただいまから令和2年5月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。</p> <p>まず、会を始める前に、今日机の上に2つの文書を置いておりました。</p> <p>1つ目が、農業委員会に関する不祥事についてということで、3枚の裏表に印刷している分は、県の農業会議主催の会議で資料としてお渡しがありました。この中には、便宜を図るために何かしらの金銭を受領したとか、あと、農業委員さんだけでなく農業委員会事務局の職員も何かしらの不正を行っていますという新聞記事のコピーを添付されております。実際、農業委員さんに関してもですが、私たち職員も公正でなければならないということで、こういった不正行為が起こらないように農業委員会の活動とか、私たちも事務処理を行っていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>もう一つが、先月、農業委員会の会議の日程と現地調査の日程をプリントでお渡しをしたところなのですが、今般の新型コロナウイルスの関係もあって、現地調査の集合場所を、通常集まっていた2-1会議室より広い2-6会議室で打合せ等を行いたいと思っています。その分に関しては赤の表示をしておりますので、その部分で2-6会議室ということでお集まりいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは初めに、貝原会長より御挨拶をお願いいたします。</p> <p>皆さんこんにちは。テレビでは連日新型コロナということで報道されております。小城にはまさかないだろうというふうに思っておりましたが、佐賀、多久、白石に次ぎ、小城もこのグループに入ってしまった。</p> <p>これからいよいよ麦刈り、あるいは田植の準備等で本当に忙しい時期に入ります。コロナなどというものに我々は付き合っておられないというようなことでございますので、ひとつお互いに体には十分注意されまして、健康に留意していただきますようお願いいたします。</p>
事務局	<p>本日は第1号議案から第6号議案まで提出されておりますので、ひとつ最後までよろしく願いいたします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>本日は欠席の連絡があっておりません。皆さん出席ということで、在任委員の過半数以上の出席がございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。</p>
議 長	<p>それでは、小城市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は貝原会長をお願いいたします。</p> <p>では、ただいまから令和2年5月の農業委員会を開会いたします。</p> <p>早速ですが、議事に入ります。</p> <p>議事録署名委員の指名についてを議題といたします。</p> <p>本日の会議の議事録署名委員につきましては、議席番号順となっておりますので、私から指名させていただきます。</p>
事務局	<p>8番南里委員、9番古賀委員をお願いいたします。</p> <p>次に、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>申請番号1番について事務局より議案の説明を願います。</p> <p>議案書の1ページを御覧ください。</p> <p>本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は3件でございます。</p> <p>申請番号1について説明いたします。</p>

議 長	<p>資料は1ページからとなります。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明)</p> <p>この案件は、場所は小城町畑田八丁ダム付近にある畑で、申請理由は先ほども申しましたように譲受人の規模拡大となっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対しまして、質疑等があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>別がないようですので、採決いたします。承認することに賛成の方の挙手を願います。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ということでございますので、申請番号1番は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
事務局	<p>次に、申請番号2番について事務局の議案の説明を願います。</p> <p>申請番号2について説明いたします。</p> <p>資料は5ページからとなります。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明)</p> <p>この案件は、場所は芦刈町下古賀新村地区にある田というふうになっております。</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対しまして、質疑等があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>別がないようですので、採決いたします。承認することに賛成の方の挙手を願います。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ということでございますので、申請番号2番につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
事務局	<p>次に、申請番号3番について事務局より議案の説明を願います。</p> <p>申請番号3について説明いたします。</p> <p>資料は10ページからとなります。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号3について事務局より説明)</p> <p>この案件は、場所は三日月町織島杉町地区にある畑で、申請理由は譲受人への贈与となっております。</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対しまして、質問等があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>別がないようですので、採決いたします。承認することに賛成の方の挙手を願います。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ということでございますので、申請番号3番につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
事務局	<p>次に、第2号議案 農地法第4条による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>申請番号1番について事務局の議案の説明を願います。</p> <p>議案書2ページの第2号議案を御覧ください。</p> <p>本日の農地法第4条の許可申請の審議件数は1件でございます。</p> <p>申請番号1について説明いたします。</p>

資料は14ページからとなっております。

(第2号議案 農地法第4条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は、小城市廃棄物中継センターから南へ700メートルほど行った芦刈町浜枝川虎坊地区にある農地でございます。

被害防除対策ですが、雨水排水は西側の水路に排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長

この案件につきましては事前調査を実施しておりますので、9番古賀委員に調査結果報告をお願いします。

9 番

では、事前調査結果報告を行います。

(申請者氏名、申請目的を読み上げる。)

調査事項、申請目的及び位置の検討について、目的及び位置については自宅近くで適当と思われれます。

計画面積の検討について、適当と思われれます。

実現確実性の判定について、問題はないと思われれる。

被害防除施設・用排水の検討について、周囲は申請者の用地であり、用排水で他に被害が及ぶことはないと思われれる。

5、その他特記事項、申請者は後継者もいる大規模農家であり、農機具等の収納のため早急に実現されるべきである。

小城市農業委員、古賀巧。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明・報告に対しまして、質疑等があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、採決いたします。承認することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手)

全員賛成ということでございますので、申請番号1番につきましては原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第3号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。

申請番号1番について事務局の議案の説明を願います。

事務局

議案書3ページの第3号議案を御覧ください。

本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は2件でございます。

申請番号1について説明いたします。

資料は21ページからとなります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は、主要地方道小城牛津線と市道上江良線が交わる交差点から東へ250メートルほどの牛津町乙柳上江良地区の市道に隣接している農地で、先ほども言いましたように、転用目的はタクシー会社用地への転用でございます。

被害防除対策ですが、雨水排水は用地を囲むように側溝を敷設し南側水路に排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽を設置し排水するため、周辺農地への影響は少ないと考えておりま

す。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長

この案件につきましては事前調査を実施しておりますので、6番山口委員に調査結果報告をお願いします。

6 番

それでは、調査結果報告。

1番の譲渡人、譲受人、申請農地については記載されているとおりです。

調査事項として、申請目的及び位置の検討について、小城市のほぼ中央ということで申請目的については問題ないと。

計画面積の検討について、ほぼ計画に合うと考えています。

実現確実性の判定について、実現確実性の判定については現用地が小城市の公用地という形で収用されていますので、計画どおり進めると考えています。

被害防除施設・用排水の検討については、周辺農地には流入しない方法を取ることによって問題はないと。

その他特記事項については、別になしということです。

令和2年5月7日。

審議のほどよろしくをお願いします。

議 長

ただいまの事務局の説明、それから委員の報告に対しまして、質疑等があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、採決いたします。承認することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手)

全員賛成ということでございますので、申請番号1番につきましては原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号2番について事務局の議案の説明を願います。

事務局

それでは、申請番号2番について説明いたします。

資料は30ページからとなります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は、主要地方道牛津芦刈線と市道小路八枝線が交わる交差点から西へ350メートルほどの芦刈町浜枝川浜中地区の市道に隣接した農地で、転用目的は建設会社の資材置場でございます。

被害防除対策ですが、雨水排水は申請地周辺の水路に排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長

この案件につきましては事前調査を実施しておりますので、9番古賀委員に調査結果報告をお願いします。

9 番

事前調査事項。

譲受人、譲渡人、申請農地は説明のとおりです。

調査事項、申請目的及び位置の検討について、目的についてはやむを得ないと思われる。また、位置についても適当と思われます。

計画面積の検討について、適当であると思われます。

実現確実性の判定について、実現確実性は問題ありません。

被害防除施設・用排水の検討について、用排水は周囲にU字溝などを設置し排水を行うので、問題はないと思われます。

小城市農業委員、古賀巧。

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明、それから委員の報告に対しまして、質疑等があればお願いいたします。

(質疑なし)

別がないようですので、採決いたします。承認することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手)

全員賛成ということでございますので、申請番号2番につきましては原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定を議題といたします。

申請番号1番から申請番号63番まで一括して事務局の議案の説明を願います。

議案書は4ページから11ページまでを御覧ください。

利用権設定について説明いたします。

本日の利用権設定の件数は、新規の利用権設定が18件、利用権の再設定が45件、合計の63件、総面積が27万3,658平米でございます。

今回の全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていることと判断しております。

以上でございます。

ただいまの説明・報告に対しまして、質問等があればお願いいたします。

(質疑なし)

別がないようですので、採決いたします。申請番号1番から申請番号63番まで原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手)

全員賛成ということでございますので、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、第4号議案 農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題といたします。

申請番号1番について事務局の議案の説明を願います。

議案書の12ページを御覧ください。

所有権移転に関して、申請番号1について説明いたします。

申請番号1、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)

以上でございます。

議長

事務局

議長

事務局

議 長	<p>申請番号1番につきましては、あっせん委員の5番大家委員に結果報告をお願いいたします。</p>
5 番	<p>1月7日に農業委員会においてあっせん委員に指名されました。</p> <p>所有者に会い、状況を確認し、近隣の認定農業者である（氏名）に購入の意思を確認したところ、堀江の農地はそばに下水道処理場があり耕作がはかどらない。また、九電の地役権設定がなされているため、10アール当たり（価格①）での購入はちょっと難しいということであった。</p> <p>（所有者）にその旨を伝え、総額（価格②）でお願いできないかということであって、再び（氏名）に会ったところ、その旨伝え、（価格②）で了承され、あっせんが成立いたしました。</p>
議 長	<p>以上報告します。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明・報告に対しまして、何か質問等があればお願いいたします。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>別にないようですので、採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。</p> <p>（挙手）</p> <p>全員賛成ということでございますので、申請番号1番につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第5号議案 農用地利用配分計画（案）の承認についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>申請番号1番について事務局より議案の説明を願います。</p> <p>議案書は13ページとなります。</p> <p>本日の農用地利用配分計画（案）の審議件数は2件でございます。</p> <p>この案件につきましては、佐賀県農地中間管理機構を通して利用権設定を行うもので、大規模農業者である利用権設定を受ける者へ農地を集積するものでございます。</p> <p>申請番号1から説明いたします。</p> <p>申請番号1、（土地の所在、地目、面積、利用権を設定する者住所氏名、利用権設定を受ける者住所氏名、種別・利用目的、借賃（10アール当たり）、期間を読み上げる。）</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対しまして、質問等があればお願いいたします。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>別にないようですので、採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。</p> <p>（挙手）</p> <p>全員賛成ということでございますので、申請番号1番につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
事務局	<p>次に、申請番号2番について事務局の議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号2を説明いたします。</p> <p>（土地の所在、地目、面積、利用権を設定する者住所氏名、利用権設定を受ける者住所氏名、種別・利用目的、借賃（10アール当たり）、期間を読み上げる。）</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対しまして、質問等があればお願いいたします。</p>

事務局	<p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ということでございますので、申請番号2番につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第6号議案 農用地売渡等の希望申出についてを議題といたします。売渡希望の申請番号1番について議案の説明を願います。議案書は14ページとなります。本日の審議件数は、売渡希望が2件、貸付希望が1件でございます。資料は36ページから50ページまでを御覧ください。売渡希望の申請番号1番について説明いたします。</p> <p>(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対しまして、質疑等があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、採決いたします。売渡希望の申請番号1番につきまして原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ということでございますので、売渡希望の申請番号1番につきましては原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、売渡希望の申請番号2番につきまして事務局より議案の説明を願います。売渡希望の申請番号2について説明いたします。</p> <p>(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまの御説明に対しまして、質疑等があればお願いいたします。</p>
13番 事務局 13番	<p>この畑って果樹園でしょう。</p> <p>果樹園です。</p> <p>果樹園の価格はここであんまり表示したことなかもんね。この価格というぎ、本人から依頼のあったにしても、農業委員会のほうで進めてよかもんかね。田んぼの価格が基礎でしょう。そこら辺を本人に説明するとき、むちゃくちゃなことは言われんやんね。そいけん、この(10アール当たりの売渡希望価格)というぎ、水田の価格に表示されてあるじゃんね。それで、山でしょう。それはどがんしたもんでしょうか。</p>
事務局	<p>今の御質問なんです、確かにおっしゃるように(10アール当たりの売渡希望価格)というのは水田の価格に相当する単価だというふうに考えています。ですが、本人さんは強い希望があってこの金額を—本人さんには受付の際に説明したものの、この金額で御相談できないかということでした。</p>
13番	<p>あっせん委員さんたちが活動していただいて、結果的に相手方がちょっとこの金額ではどうしようもないよというお話になるのかなと思うんですが、その場合は、こちらとしてはその旨を本人さんに伝えるしかないのかなと。</p> <p>本人が話すとは分かるばってん、この価格で相手を探すときに、この土地は欲し</p>

かばってんこの価格では買わんとか、いろいろ出ると思うよ。売れるか売れんかは分からんばってん。水田価格と畑作の価格には多少開きが出ると思います。そいけんが、これはどういうふうにさばくかねというときに、本人が幾ら幾ら言うても

.....

3 番  
議長

耕作しよんさあと。  
これは特に何か理由はないの。

1 3 番  
議長

いや、理由もつくつとのあるぎね。  
どういことでがしこ—とにかく彼が作りよつとは私も知つとうばってんが、全部売渡希望ということやあけんがさ。何か理由のあったと。

3 番  
議長

しいきらじ金の要っけんやろう。  
体の調子の悪かとこっちゃい、どがんこっちゃい。

3 番  
議長

今の現状は、現状維持しちやつとやろか、耕作しよんさつたとやろか。  
どんくらいしよらすこっちゃい知らんばってん。

3 番  
事務局

耕作もしちやなかつたと。  
耕作をされていることはされているので、それは問題ない.....

1 3 番  
3 番  
議長

恐らく、おいどんも分からんばってんが、農地分全部放そうでしようやなか。  
そがんやろ。

そうやろ。そいけんね、私も知つとるさ。選果場に持ってきよつとも、幾らも持ってきよらん。そいけんが、そればね—私がかんと言うぎいかんばってんが、私もミカン作りようけん言いよるばってん、（10アール当たりの売渡希望価格）で、うちでも誰でん売りぎや来るよ。

1 3 番  
事務局

いやいや、それは本人が希望してよかばってん、やっぱり頼まれた以上、動かんばいかんやんね。幾らなつとつん提示せないかんやんね。そいぎ、こればもしさばけて言われても、恐らく先に行かんと思うけんが、ちょっと聞きよる。

あっせん活動をさせていただいて、御購入を希望されるという方がもしいらつしゃつたら、おっしゃるようこの額はあまりにも高額というふうには思うところでありますので、相手方が.....

1 3 番  
事務局

そいけん、農業委員はブローカーじゃなかけん、幾らで買えとか指示されんやんね。

3 番  
事務局  
1 3 番

それはできませんので。

そいけん、ここに提示されとるなら、その価格を相手にも言わんぎいかんやんね、もし受ける相手がおつたら。そういうことば聞きよると。別に売買価格やけん、幾らで言うてもよかやんね。そいばってん、今まで農業委員会が水田なり何をやっていく上において何ば言いよるかていうぎ、一応近隣相場ということになったやん。それがあつての外れるごたつことはしたつちや。農業委員会がそれを受け入れて、相手に伝えるわけにはいかんわけよ。近隣相場はこのくらいですよ最低言わないかん。

そいけん、本人は農地自体がどがしこ価値のあるじゃい訳分からんごとして言うてしよるとをもし持っていった場合、おいたちもこれをスムーズに相手に言うわけにはいかんわけ。話のつかんけん。

5 番

あっせん依頼を受けたなら、一応本人と会うてせんぎ、がん話ほどこさい持っていこうでんなかもん。持っていったつちや、まだだいでんそれぐらいじゃさい。

4 番

そいけん、果樹農家の後継者もどんどん育つとらんけんね。ずっとどこでんやめよつて、これは価格的にもあんまい法外な価格になつとつて。

5 番

そいけん、農業委員会が出たけんがて言うてさ、担当になつたけんというて。

13番	ここは現地検討で果樹園もしたことあるもんね。そいぎ、譲渡やもんね、これね。金銭てんなかっていう話もんね。そのときこういう話も出よっけんさ。
5番	どがん話に持っていきこうでんなかけんさ。
13番	どがん話しゅうでんなか。
議長	ちょっと会うてみてんしゃい。
13番	本人に、おまえどん銭にならんじゃておいが言うわけにもいかん。ブローカーじゃなかつちゃけん。そいぎ、ある程度の数字の出るぎ、これは価格ば考えんぎ、このまま人に持っていくわけにはいかんということは言わるっばってん、幾らで売る売らんは、本人が希望する価格やけんが、それに対しておいどんがどがんこがん言う必要はなかせいね。言いもされんです。
5番	そいけん、13番が会うじゃいして、農業委員会で議題になったけんさ、農業委員会から本人に、農業委員さんとお会いして話してむっじゃいなんじゃいば打診してもよかやんね。そいからまたせんない動かるつもんこ。
13番	はい、分かりました。
事務局	ありがとうございました。そのように、今後あっせんの申出を受ける際は、その辺の相場もですね、きちんと相手方、申請される方にお話をして.....
13番	そうそう、農業委員会としても、畑作の大体の評価はどのくらいで畑作は一般に動きよるといことを言わじにや、来た分全部受けてしまうなら、ここは農業委員会が受けたとき、あの辺はおいに（価格）ですよて言うたと言われる。
事務局	先ほども言いましたように、申出があった際にその辺を十分に農業委員会のほうで説明をいたしまして、金額の設定をしていただくようにしたいと思います。
議長	すみません、ありがとうございました。 中尾委員さん、それから江里口委員もおんさあけん、大体のそういう取引というか、貸し借りも大体どのくらいでありよるといことは明らかに分かつとんさって思うし。
4番	あそこは自分が。
議長	自分がせていうことやあけんさ。
4番	杉の木やなかばってんが、木ば植ゆって言んさったもんね。
議長	そいけん、あの人は何じゃい売るとかなんとかじゃなかつたもんね。自分で処分するて。
4番	私の地域でもありよるとは、作ってくるっぎ、ただですよ。
議長	うちら辺もやっぱりそがんですもん。作ってくれるならば、誰もし手のなかなら全部切って処分しますというごと。そういうふうには、作ってくれるならば、ミカンば正月前ちょこつとなつとんくれんかいというくらいなもんですよ。
4番	いや、田んぼの値段の出とったけんさ。
議長	まあ、そういうことでございますので。 売渡希望の申請番号2番につきまして原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。 (挙手)
事務局	全員賛成ということですので、売渡希望の申請番号2番は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、貸付希望の申請番号1番につきまして事務局の説明を願います。 貸付希望の申請番号1について説明いたします。 (土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、貸付希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

議 長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に何か質問等があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>別にないようですので、これより採決いたします。</p> <p>貸付希望の申請番号1について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ということですので、貸付希望の申請番号1番は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>ほかに皆さんから何かありませんか。</p> <p>(なし)</p>
事務局	<p>なかったら、次回の日程等について事務局より連絡をお願いします。</p> <p>今月の農地転用現地調査日の件ですが、5月25日月曜日、午後1時30分から2-6会議室のほうで行います。</p> <p>6月の定例農業委員会に関しましては、日時、場所で6月5日金曜日の午後1時30分から、ここ2階の大会議室で行います。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、以上をもちまして今月の定例農業委員会を終わります。お疲れさまでございました。</p>

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員